

# ○江南丹羽環境管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和5年2月22日）  
条例第4号

（趣旨）

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において「組合の機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

**第3条** 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（開示請求に係る手数料等）

**第4条** 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の地方公共団体等行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一つの開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の地方公共団体等行政文書を1件の地方公共団体等行政文書とみなす。

(1) 一の行政文書ファイル（相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたものをいう。）にまとめられた複数の地方公共団体等行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の地方公共団体等行政文書

3 法第87号第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において組合の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

**第5条** 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）

**第6条** 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。